

実施要項に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	貸与資料	8	10	(2)	ウ			<p>短期間でZEBの検討をするために、貴市が本建物でZEBを検討した資料をいただけませんか。些細なもの、整理されていないものもかまいません。</p>	<p>本件については、ZEB導入に係る優れた技術提案を期待して、公募型プロポーザル方式を採用したものでありますので、ZEB導入検討に係る資料等の提供は、行わないこととします。</p>
2	貸与資料	8	10	(2)	ウ			<p>提案に際して、標準入力法の入力にかかる期間が多く必要です。できるだけ短縮して、よりよい提案をしたいので、標準入力法で計算結果をいただけませんか。</p>	<p>No. 1 に同じ</p>
3	積算金額	3	5	(5)	ア			<p>ご提案に際して、貴市の設備改修に対する要望や補助要望となるべく一致させたいので、どのような項目を計上して事業費4億9000万円になり、どのような項目を補助対象とした結果2億1441万円となったか教えていただけないでしょうか。</p>	<p>No. 1 に同じ</p>
4	補助金	3	5	(5)	ア			<p>採択後、補助金が減額されることがありますが、それは貴市のリスクとなりますでしょうか。</p>	<p>減額事由の起因者のリスクとなります。なお、詳細は優先交渉権者として決定後から設計・施工契約までの間に協議の上、決定します。（要求水準書18頁）</p>
5	支払	3	5	(5)	ウ			<p>市の支払はすべて令和5年度とするとあります。補助事業を活用する場合、設計業務は終わった段階、施工業務は令和6年1月31日までに支払いで良いでしょうか。</p>	<p>「設計等業務【その1】」は、補助金申請業務も範囲としており（要求水準書6頁）、履行期間を令和5年8月31日（要求水準書7頁）としています。業務完了後、市へ報告し、完了検査・支払手続きを経た後の支払となります。 「設計等業務【その2】、施工業務及び工事管理業務」については、令和6年1月31日までの事業完了（支払）が、令和5年度補助事業の要件とされています。なお、補助金未活用時の事業完了は、令和6年2月29日までとしています。（要求水準書7頁）</p>
6	支払	3	5	(5)	ウ			<p>令和4年度の補助事業を活用する場合、令和4年度の支払が必要となります。これは必要に応じて令和4年度の支払が発生するということでしょうか。</p>	<p>No. 5 に同じ</p>
7	参加資格	5	7	(2)	ア	(ア)		<p>一級建築士事務所の登録を受けている者との記載がございますが、本事業は建築設備改修工事が主体となる為、登録ではなく従事する形でもよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要項に定めるとおり、参加資格要件に、「一級建築士事務所の登録を受けている者」を求めます。</p>

実施要項に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
8	技術提案書等の提出	12	13	(2)	ウ			A 4版12枚までと記載がございますが、表紙を含めて12枚との認識でよろしいでしょうか。	表紙等を除いたご提案部分12枚でお願いします。
9	補助金が活用できない不測の事態	2	5	(3)				「補助金が活用できなかった不測の事態」とありますがどのような事態をお考えでしょうか。ご教示ください。	要求水準書9頁 III要求水準 1総合(8)のとおりです。
10	貴市負担額	3	5	(6)	イ	(イ)		補助金の有無にかかわらず貴市の負担額が214,410,000円との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書9頁 III要求水準 1総合(8)のとおりです。なお、実施要項19頁 20審査基準(2)オのとおり、実施要項3頁5(5)ア(イ)に示す上限額超の場合、二次審査の価格評価点の内配点30点は0点となります。
11	補助金申請	7	9					表内に「※補助金申請を見送った場合」とありますが不採択以外で見送る場合があればご教示ください。	要求水準書9頁 III要求水準 1総合(8)のとおりです。
12	一次審査	10	12	(2)	ア			参加者が1社の場合も一次審査を実施するとの認識でよろしいでしょうか。その際の最低評価点はありますか。ご教示ください。	実施します。なお、一次審査の最低評価点は定めておりません。
13	一次審査結果	11	12	(3)				一次審査の結果を通知していただけたことですが各項目ごとの点数も通知していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	一次審査の結果を通知するものであり、項目ごとの点数は通知いたしません。
14	二次審査	13	14	(1)	イ			応募者が1社のみだった場合は審査を実施しますか。その場合の最低評価点があればご教示ください。	実施します。なお、実施要項13頁 14二次審査(1)エのとおり、二次審査において総合評価点が6割を下回る提案者については、受託候補者及び次点者として選定いたしません。
15	二次審査結果	14	14	(4)				二次審査の結果は貴市ホームページで公表とありますが点数や講評を公表していただけますでしょうか。	二次審査結果の発表は、実施要項14頁 14二次審査(4)及び17頁19その他(8)のとおりです。
16	契約締結留意事項	15	16	(1)	イ	(ウ)	b	仮契約後議会を経て本契約となるが可決されなかった場合このことによる損害を発注者に請求できないとあります。この件は発注者の責め帰すべき事由と考えられますが請求はできないでしょうか。ご教示ください。	仮契約を締結後、市議会において契約に係る議決を得られなかった場合、このことによる損害が生じた場合でも、発注者は一切その賠償の責めに応じないことが、契約の条件となります。
17	共同企業体協定書の提出	6	8	(2)				共同企業体協定書はその写しを技術提案書提出時に提出でしょうか、または頁9.11.(2)の参加表明時の提出で宜しいでしょうか。	共同企業体協定書について、技術提案書と併せて市に提出することとしておりましたが、参加資格確認に必要であるため、参加表明書等の提出時に共同企業体協定書を併せて提出してください。
18	国補助金の活用実績	5	7	(2)	ア	(イ)		設計業務及び工事監理業務の実績について、共同企業体での申請の場合、企業体全体で実績を示すことができれば、入札参加は可能でしょうか。	設計等業務及び工事監理業務を担当する主たる構成員が、国補助金を活用した1億円以上の設計業務又は工事監理業務の履行実績を有していることが入札参加資格要件となります。